

認知症の経過と支援体制

認知症の進行	認知症に備えたい遅らせたい	軽度認知障害 MCI	認知症初期	認知症中期	認知症後期
本人の様子や行動 (◇症状や行動には個人差があります。)	・日常生活の中で出来る予防を取り入れる ◇今日からできる！あな たもできる！！脳若返り 実践編・工夫編(ピンク) のチラシ参照	・物忘れが少しでくる ・お金の管理や買い物等に 少し不安はあるが、一人で できる ◇物忘れを助ける生活の工 夫編(黄色)のチラシ参照	・置忘れやしまい忘れが目立ち、探し物が多くな る ・重要な約束を忘れてしまう事がある ・忘れる事は多いが周囲の適切な手助けがあれば日常生活を送れる	・季節に合った服を選ぶ事が難しくなる ・同じものばかり購入するなど、必要な物を必要 なだけ購入するのが難しくなる ・一人では難しい事が増えるが、人の手助けがあ れば日常生活を送れる	・自分の想いを伝える事が難しくなる ・体の機能が落ちるため、日常生活全般に人の 手助けが必要になる
利用できるサービス	予防 仲間 づくり	・ふれあいいきいきサロン ※1 ・貯筋運動 ※2 ・脳若返り教室 ※3 ・認知症カフェ ※4	・ふれあいいきいきサロン ※1 ・貯筋運動 ※2 ・脳若返り教室 ※3 ・認知症カフェ ※4	・認知症カフェ ※4	・認知症カフェ ※4
	医療 介護	・かかりつけ医 ◇認知症相談窓口一覧表(緑色のチラシ)参照	・かかりつけ医 ◇認知症相談窓口一覧表(緑色のチラシ)参照 ・介護保険サービス ※5	・かかりつけ医 ◇認知症相談窓口一覧表(緑色のチラシ)参照 ・介護保険サービス ※5	・かかりつけ医 ◇認知症相談窓口一覧表(緑色のチラシ)参照 ・介護保険サービス ※5
	生活 支援	・高齢者訪問給食サービス ※6 ・ひまわりネットワーク事業 ※7 ・シルバー人材センター ※8 ・クーリングオフ制度 ※9 ・成年後見制度(任意後見制度) ※10 ・移動販売、介護タクシー	・高齢者訪問給食サービス ※6 ・ひまわりネットワーク事業 ※7 ・シルバー人材センター ※8 ・クーリングオフ制度 ※9 ・成年後見制度(法定後見制度) ※10 ・福祉サービス利用支援事業 ※11 ・移動販売、介護タクシー	・高齢者訪問給食サービス ※6 ・ひまわりネットワーク事業 ※7 ・シルバー人材センター ※8 ・クーリングオフ制度 ※9 ・成年後見制度(法定後見制度) ※10 ・福祉サービス利用支援事業 ※11 ・移動販売、介護タクシー	・高齢者訪問給食サービス ※6 ・ひまわりネットワーク事業 ※7 ・成年後見制度(法定後見制度) ※10 ・福祉サービス利用支援事業 ※11 ・ねたきり高齢者等介護用品支給事業 (紙おむつ等購入費助成) ※12 ・介護タクシー
	見守り	・地域見守りネットワーク支援事業 ※13 ・ひまわり安心カプセル ※14	・地域見守りネットワーク支援事業 ※13 ・ひまわり安心カプセル ※14 ・見守り安心ネットワーク事業 ※15	・地域見守りネットワーク支援事業 ※13 ・ひまわり安心カプセル ※14 ・見守り安心ネットワーク事業 ※15	・地域見守りネットワーク支援事業 ※13 ・ひまわり安心カプセル ※14 ・見守り安心ネットワーク事業 ※15
	家族 支援	・認知症初期集中支援事業 ※16	・認知症初期集中支援事業 ※16 ・認知症カフェ ※4	・認知症初期集中支援事業 ※16 ・認知症カフェ ※4	・市民福祉手当事業 ※17 ・認知症カフェ ※4
家族の 心構え	・地域の行事等に参加するよう働きかける ・本人を交え介護や今後の生活、どのような最期を迎えるか家族間で話し合う ・本人に役割を持ってもらい、役割が継続できる様にする ・いつもと違う、様子がおかしいと思ったらかかりつけ医や地域包括支援センター等に相談する	・接し方の基本やコツなどを理解する ・本人の想いに寄り添い、本人の役割が継続できるようにする ・介護で困ったことがあったら抱え込まず、早めに担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談する	・介護者自身が健康管理を行う ・介護サービスを上手に利用する ・本人の想いに寄り添い、本人の役割が継続できるようにする ・介護の負担が増えるため、困ったことがあったら抱え込まず、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談する	・日常生活全般(食事・排泄・清潔を保つ等)に手助けが必要になり、合併症を起こしやすくなることを理解する ・本人の想いに寄り添い、どのような最期を迎えるかを再度家族間で確認し合う	

仲間づくり(認知症の予防、生きがい作り)

※1 ふれあいいきいきサロン

近所で暮らす人たちと楽しみながら、知り合い、語り合い、支え合い、絆を深める。そんな集いの場が「ふれあいいきいきサロン」です。お茶を飲みながらおしゃべりしたり、活動を行っています。

※2 貯筋運動

太ももとお腹の筋肉を効果的に鍛える運動です。5つの動作を「線路は続くよどこまでも♪」の替え

歌に合わせて、楽しく簡単に行います。

※3 脳若返り教室

物忘れなどが気になる65歳以上の方で介護保険サービスを利用していない方を対象に脳トレや軽い運動を取り入れた教室です。

※4 認知症カフェ

認知症の方やその家族の方だけでなく、高齢者の方、地域の方どなたでも参加できます。ホットー息、癒しの時間を過ごしませんか？

※1~4に関しては、南九州市役所長寿介護課地域包括ケア係(0993-56-1111)までお問合せください。

★ 自分の想いを伝えるための方法 ★
認知症になっても自分の事は自分で決めたい。自分が大切にしている事や将来の希望、日々の様子や交友関係などをノートに書き留め、周囲に伝えておく事で、医療や福祉サービスを利用する時に役立ちます。想いをつなぐノートもあります！想いをつなぐノートについては地域包括ケア係(0993-56-1111)まで

医療機関・介護サービスについて

・もの忘れや認知症について気になる事や不安を感じたら早めにかかりつけ医に相談しましょう。

※5 介護保険サービス

介護保険は、加齢による病気等で介護を必要とする状態になっても、できるだけ自立した生活が送れるように、手助けが必要な人に対して保健医療・福祉サービスを提供する制度です。

・長寿介護課介護保険係 ☎ 0993-56-1111

生活のお手伝い**※6 高齢者訪問給食サービス**

ひとり暮らし又は高齢者世帯で買い物・調理ができない方を対象にお弁当をお届けし、安否確認を行います。

・長寿介護課高齢者福祉係 ☎ 0993-56-1111

※7 ひまわりネットワーク事業

自分では出来ない事やちょっとしたお手伝い（話し相手、洗濯、室内清掃等）を有償で行います。

・南九州市社会福祉協議会 ☎ 0993-83-3961

※8 シルバー人材センター

継続的に働きたい方、短期的臨時的な仕事（草刈り等）を依頼されたい方は、ご利用ください。

・南九州市シルバー人材センター ☎ 0993-56-6341

※9 クーリングオフ制度

訪問販売などの取引について、一度契約した場合でも、書面を受け取った日から一定期間は理由なしで契約を解除することができる制度です。

・商工観光課商工水産係 ☎ 0993-83-2511

※10 成年後見制度

財産管理、契約の締結や取り消しなど本人に代わって行ってくれる人（後見人）を決める制度です。

◇任意後見制度：判断能力が十分なうちに公正証書で代理人（法定後見人）と契約を結ぶ制度

◇法定後見制度：すでに判断能力が不十分なため、財産の管理や福祉サービスの契約を代理人（後見人など）が行う制度

【相談先】 (市外局番 0993)

・鹿児島地方・家庭裁判所知覧支部（知覧、川辺）☎ 83-2229

・鹿児島家庭裁判所指宿出張所（穎娃）☎ 22-2902

※11 福祉サービス利用支援事業

福祉サービス利用の手続き、日常的な金銭管理、通帳や印鑑、大切な書類のお預かりを支援します。

・南九州市社会福祉協議会 ☎ 0993-83-3961

※12 ねたきり高齢者等介護用品支給事業

市内に住所を有する65歳以上の方で、介護用品の使用を必要とする要介護3以上の在宅ねたきり高齢者等に対し紙おむつ等の介護用品を支給します。

・長寿介護課高齢者福祉係 ☎ 0993-56-1111

見守りについて**※13 地域見守りネットワーク支援事業**

ひとり暮らし又は高齢者世帯の方が安心して生活するため、地域住民が主体となった見守りグループです。声掛けや安否確認等を行います。

・長寿介護課高齢者福祉係 ☎ 0993-56-1111

※14 ひまわり安心カプセル

万が一の備えのために、救急活動に必要な情報を冷蔵庫に入れて保管します。

・南九州市社会福祉協議会 ☎ 0993-83-3961

※15 見守り安心ネットワーク・シール事業

認知症の方が行方不明になったときに、早く発見・保護できるよう事前にご本人の情報を登録する仕組みです。

・長寿介護課地域包括ケア係 ☎ 0993-56-1111

家族支援**※16 認知症初期集中支援事業**

認知症になってもご本人の意思が尊重されながら、住み慣れた地域での生活が送れるように、専門職によるチームが相談に応じます。

・長寿介護課地域包括ケア係 ☎ 0993-56-1111

※17 市民福祉手当事業

市内に3か月以上住所を有する65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている在宅ねたきり高齢者等を居宅で3か月以上介護している方に対し、4か月目から介護慰労金を支給します。尚、対象者は市内に3か月以上住所を有し、要介護者と起居を共にしている方です。

・長寿介護課高齢者福祉係 ☎ 0993-56-1111

～お役立ち情報編～

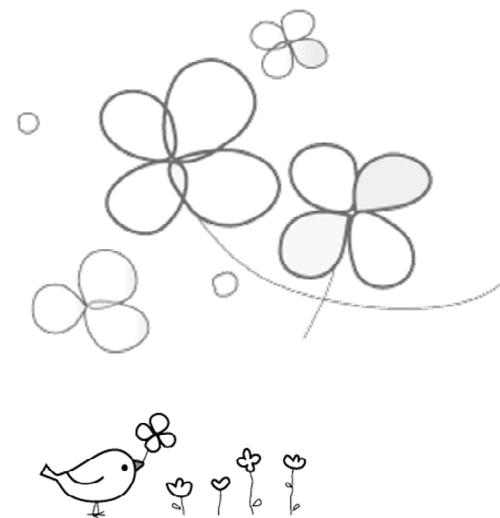
南九州市 認知症ケアパス

○認知症になっても、社会とのつながりの中で生活が続けられます。

○早めに病院に行き、相談することが大切です。

○相談窓口がたくさんあります。

ひとりで悩まないで・・・



南九州市 長寿介護課 地域包括ケア係
電話：0993-56-1111
FAX：0993-58-3710